

第 1 回「化学物質と環境に関する政策対話」でいただいた御意見

平成 24 年 8 月 29 日

第 1 回「化学物質と環境に関する政策対話」(3 月 27 日)の席上及び政策対話終了後に、座長及びメンバーよりいただいた御意見のうち、主なものを事務局において整理した。

<メンバーの主な発言・意見>

- 法律に沿った項目立てでは、法律では規定されていない部分が抜け落ちる可能性がないか。(主婦連合会)
- 各ライフサイクルのステージごとに、国内実施計画に盛り込む項目を検討すべき。特に消費者ばく露を盛り込むことが最低限必要。(ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議)
- 今後国内実施計画に盛り込むことを検討すべき課題事項は、シックハウス、シロアリ駆除剤や不快害虫の殺虫剤等、生活環境中の殺虫剤等の規制がないこと、法ごとに表示が異なっており消費者にわかりにくいいため、統一表示の目標も明記すべきことの 3 点である。(ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議)
- サプライチェーンに関する取組についても、国内実施計画に盛り込むべき。(日本自動車工業会)
- 通常の化学物質の事故時の措置は一部の法令には定められているが、大災害が起こった際の対策はない。このため、東日本大震災の経験も踏まえ、事故や災害に関する取組を盛り込むべきではないか。(大阪府) 緊急時の対策は地域とも密接に関わる問題で、防災の観点を盛り込むべき。(有害化学物質削減ネットワーク)
- 我が国は、これまで REACH による影響を受け、これに対応してきた。我が国の経験や制度をモデルとして(途上国に)示していければよい。(日本化学エネルギー産業労働組合)
- ばく露評価及びリスク評価については、評価法が確立されていない。このため、関係者でリスクコミュニケーションを図り、科学的根拠の適用に関する理解促進を進め、新しい手法の活用を支援できるよう取り組みたい。また、様々な業種・規模の企業等によるリスク評価を広く普及させるとともに、リスク評価の実施のための人材を育成することが必要である。(日化協(住友化学))
- SAICMに沿って化学物質に関する国内対策が進められている一方、輸出入される製品への対策についてはどうか。(日本生活協同組合)
- 製品のライフサイクルにおいて、使用段階における一般消費者へのばく露リスクについて、電機・電子業界は RoHS 指令及び REACH 規則の遵法を通してリスク回避に努めているが、必ずしも十分ではない。リスクの更なる未然回避を検討するために、産業界の様々な業種が活用できるリスク評価法を確立し、世の中へ浸透させる施策が必要である。(電機・電子 4 団体)

- 環境経路による人へのばく露リスクを一層低減するために、化学物質排出把握管理促進法の非対象業種、一般家庭及び移動体からの排出量及び移動量の推計値の精度を上げるための検討が必要である。(電機・電子4団体)

以上